

安 全 管 理 規 程

令和6年7月19日

一般旅客定期航路

旅客不定期航路

人の運送をする不定期航路

愛 南 町

安 全 管 理 規 程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 町長の責務（第 4 条—第 7 条）
- 第 3 章 安全管理の組織（第 8 条）
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名（第 9 条—第 13 条）
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制（第 14 条・第 15 条）
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限（第 16 条—第 18 条）
- 第 7 章 安全管理規程の変更（第 19 条）
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画（第 20 条—第 22 条）
- 第 9 章 運航の可否判断（第 23 条—第 27 条）
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達（第 28 条—第 30 条）
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保（第 31 条—第 36 条）
- 第 12 章 輸送施設の点検整備（第 37 条—第 39 条）
- 第 13 章 海難その他の事故の処理（第 40 条—第 47 条）
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等（第 48 条—第 52 条）
- 第 15 章 雑則（第 53 条・第 54 条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、町長が定める明確な安全方針に基づき、職場内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、当町の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって職員一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	町長により職場内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態をいう。
(2)	町長	事業者において最高位で指揮し、管理するものをいう。
(3)	安全方針	町長がリーダーシップを発揮して主体的に関与し、設定された輸送の安全を確保するための職場全体の意図及び方向性をいう。
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策をいう。
(5)	安全統括管理者	町長が任命した輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者をいう。
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者をいう。
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者をいう。（指定管理者の事務所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者をいう。（指定管理者の事務所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(9)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行するものを言う。（指定管理者の事務所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(10)	陸上作業員	陸上において、旅客整理、誘導等の作業に従事する者をいう。
(11)	船内作業員	船舶上において、旅客整理、誘導等の作業に従事する者をいう。
(12)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画をいう。
(13)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画をいう。
(14)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画をいう。
(15)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始することをいう。
(16)	基準航行	基準経路を基準速力により航行することをいう。
(17)	港内	港則法（昭和23年法律第174号）に定める港の区域内をい

		う。
(18)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航することをいう。
(19)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うことをいう。
(20)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すことをいう。
(21)	気象・海象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）をいう。
(22)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面をいう。
(23)	船舶上	船舶の舷側より内側をいう。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合は、その先端までを含む。
(24)	陸上	船舶上以外の場所をいう。ただし、陸上施設の区域内に限る。
(25)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)第 2 条に定める危険物をいう。
(26)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、タラップ、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設をいう。

（運航基準、作業基準及び事故処理基準）

第 3 条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第 2 章 町長の責務

（町長の主体的関与）

第 4 条 船舶による輸送の安全確保のため、町長は次に掲げる事項について主体的に関与し、職場全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

（1）関係法令及び町規程の遵守と安全最優先の原則の徹底

（2）安全方針の設定

（3）安全重点施策の策定及び確実な実行

（4）重大な事故等に対する確実な対応

（5）安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。

（6）安全マネジメント態勢の見直し

(町長の責務)

第5条 町長は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 町長は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 町長は、安全管理にかかわる職場の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、職場内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び町規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的、具体的な実現を図るため、町長の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策は毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次の各号に掲げる区分に応じ安全統括管理者、運航管理者又は運航管理補助者を置き、その人数は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 愛南町役場西海支所	安全統括管理者	1人
	運航管理補助者	若干
(2) 愛南町役場本庁	運航管理補助者	1人
(3) 指定管理者事務所（瀬ノ浜待合所内）	運航管理者	1人
	運航管理補助者	若干

2 旅客船による航路の管理する区域は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指定管理者の事務所（瀬ノ浜待合所内）

- ・ 船越～鹿島航路全般
- ・ 鹿島～宇和海海中公園周遊航路全般
- ・ 船越～宇和海海中公園周遊航路全般
- ・ 船越～小浦沖・亀倉沖海中資源群周遊航路全般
- ・ 船越～野地・当木海中資源群周遊航路全般

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任及び代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 町長は、海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号)第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 町長は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 町長は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) この規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理員の選任及び解任)

第12条 町長は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

2 町長は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理員の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は、それぞれ2人以上の者の順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、町長が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として指定管理者の事務所（瀬ノ浜待合所内）に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる態勢にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と事務所の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理員が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第16条 安全統括管理者の職務及び権限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を町長へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を職場内部へ徹底するとともに、この規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 17 条 運航管理者の職務及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、この規程を遵守してその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 18 条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

- 2 運航管理補助者は、運航管理者の指揮を受けて次に掲げる事項を分担する。
- (1) 気象及び海象に関する情報、旅客数及び港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
 - (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
 - (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
 - (4) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における陸上作業の指揮監督
 - (5) 陸上施設の点検及び整備
 - (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第 19 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、愛南町及び指定管理者の組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なくこの規程の変更を発議しなければならない。
- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 町長は、第 1 項の発議があったときは、関係課の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 20 条 運航計画又は配船計画を作成し、又は改定する場合は、西海支所担当者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、町長が決定する。

- 2 西海支所担当者は、前項の計画が決定された場合は、運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次に掲げる事項についてその安全性を検討しなければならない。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

- 第21条 配乗計画を作成し、又は改定する場合は、西海支所担当者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、町長が決定する。
- 2 西海支所担当者は、前項の計画が決定された場合は、運航管理者に通報しなければならない。
 - 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次に掲げる事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象、海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第22条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、西海支所担当者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て町長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、西海支所担当者が同様の措置を講じたのち、町長が決定する。
- 2 西海支所担当者は、計画が決定された場合は、運航管理者に通報しなければならない。
 - 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、運航管理者及び船長は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置を採らなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第23条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象及び海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置を採らなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断を行うに当たって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
 - 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない

い。

- 5 船長は、運航中止の措置を採ったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置を採ったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置を採るべき気象並びに海象の条件及び運航中止の後に船長が採るべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第 24 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても、船長に対して、発航、基準航行の継続又は入港を促し、又は指示してはならない。

(町長又は安全統括管理者の指示)

- 第 25 条 町長又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 町長又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 - 3 町長又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第 26 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第 27 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第 28 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、第 4 号及び第 5 号については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。
- (1) 気象及び海象に関する情報
 - (2) 港内事情及び航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況
 - (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
 - (5) 乗船した旅客数
 - (6) 営業所における乗船待ちの旅客数
 - (7) 船舶の動静
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 29 条 船長は、次に掲げる場合には、必ず運航管理者に連絡しなければならない。
ただし、第 1 号及び第 2 号については、運航管理補助者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき。
- (2) 入港したとき。
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき。
- (4) 運航計画又は航行の安全にかかわりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象及び海象に関する情報
- (2) 障害物(浮流物)及び鯨類の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署又は航行中の他の船舶から発せられる運航に関する情報等
- (4) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 30 条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 31 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については、作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 32 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 33 条 旅客の乗船及び下船並びに船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(船内巡視)

第 34 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員に旅客区域その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは、船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 35 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 36 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 37 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 38 条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については、点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 繫船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備

(16) その他（衛生設備、掲示板等）

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置

(2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに担当課に対し、当該状況を通報し、乗組員の措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

(陸上施設の点検整備)

第 39 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上、次に掲げる施設等の点検を実施するものとする。

(1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）

(2) 乗降用施設（タラップ等）

(3) 転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）

(4) 船客待合所（消火設備、掲示板等）

2 運航管理者は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに担当課に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理に当たっての基本的態度)

第 40 条 事故の処理に当たっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

(1) 人命の安全の確保を最優先とすること。

(2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき、措置を講ずること。

(3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。

(4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

(5) 陸上従業員は、陸上で採り得るあらゆる措置を講ずること。

(船長の採るべき措置)

第 41 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者の採るべき措置)

第 42 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき、又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講ずるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(町長及び安全統括管理者の採るべき措置)

第 43 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったと

きは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を採るとともに、町長へ速報しなければならない。

- 2 町長及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握し、及び分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 44 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 45 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理しなければならない。

- 2 通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引を定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置を採らなければならない。

(関係官署への報告)

第 46 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 47 条 運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 48 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者及び内部監査を担当する者に対し、この規程、運航基準、作業基準及び事故処理基準並びに船員法（昭和 22 年法律第 100 号）、海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第 49 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、町長の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない。訓練は、安全管理組織内体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は、当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば町長へ意見具申する。

(記録)

第 51 条 運航管理者は、前 3 条の教育又は訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 52 条 内部監査を行う者は、町長の支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びにこの訓令の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には、速やかに実施する。

- 2 内部監査に当たっては、町長は、その重要性を職場内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、この規程、運航基準、作業基準及び事故処理基準並びに運航基準図を船舶、事務所及び指定管理者の事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかねばならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 54 条 安全統括管理者は、パソコン、庁内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる指定管理者が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、町長への直接上申する手段(目安箱、庁内メール等)を用意する。
- 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について庁内及び指定管理者へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全に係る情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。